

岡山市立曾根小学校 「いじめ防止基本方針」

令和4年4月

1. はじめに

今日の学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、急速な情報技術の発展によりインターネット上での新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、いじめ問題を学校全体で正しく理解し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応していくために「いじめ防止基本方針」を作成した。

2. いじめ問題に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

本校では、上記の考え方のもと、全ての教職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」「いじめは決して許されない。」という基本認識にたち、児童がいじめを行わないことのみならず、いじめを助長したり傍観したりすることがないように、学校教育活動全体を通して指導していくものとする。

3. いじめを未然に防止するために

○互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係作り

規律ある集団の中で、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を育むことができるように努める。

○道徳教育・人権教育の充実

道徳や学級活動の時間を中心に学校教育全体を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった、命や人権の大切さについて指導を行う。

○教職員の指導力の向上

いじめの認知能力、その後の対応能力、いじめを生まない学級経営能力等の向上、また、障害特性の正しい理解やSNS等の利用実態、ネット上のいじめに対する指導のあり方等、様々な課題について研修を行い、指導力の向上に努める。

○児童や学級の様子把握

教育相談（6月・11月）やいじめアンケート（3学期）で、児童一人一人やクラスの状態を把握する。

4. いじめを早期発見・早期対応するための手立て

いじめは、早期発見することが早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童

たちが信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、全教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが必要である。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

①早期発見のための手立て

○日々の児童観察や情報交換

登校してから下校するまで、学校生活全体を通して、児童の様子に目を配るようにする。特に、気になる児童には、意識的に声を掛けたり、一緒に遊んだりし、その中で児童の様子や人間関係の小さな変化にも気づくようにする。

気になる変化があった際は、迅速に関係職員で情報交換をしたり、場合によっては、職員全体で情報を共有したりする。毎月1回、全職員による生徒指導委員会を実施する。

○教育相談やいじめアンケートの実施

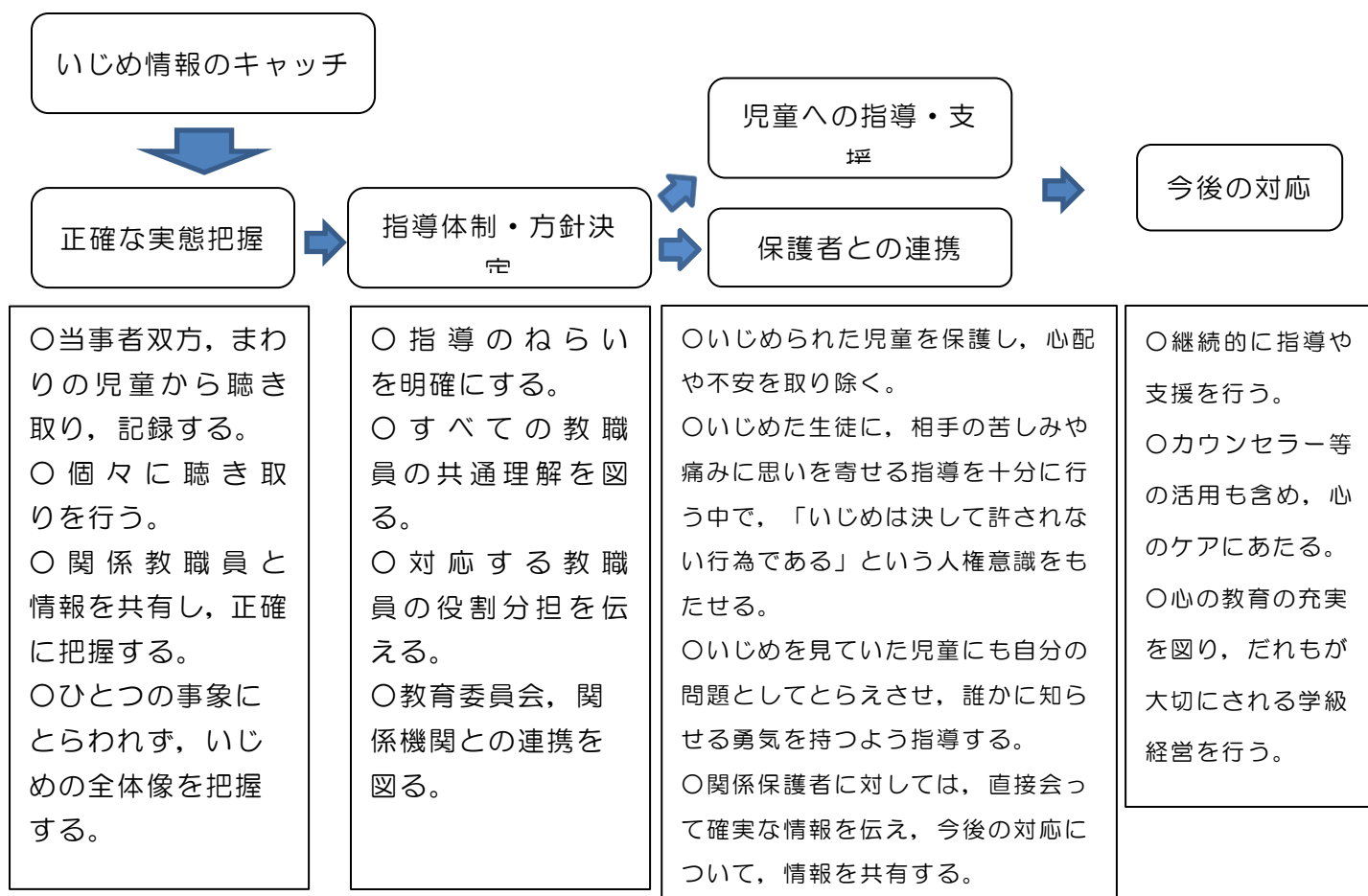
年間2回（6・11月）教育相談を実施する。担任と信頼関係を築くことで児童の悩みに気づきやすくする。教育相談週間にあたりアンケートを実施し、いじめ等を発見する手立てとする。また、3学期に、いじめの経過観察や再発防止のため、いじめアンケートを行い、児童の様子を継続的に把握していく。

○保護者との連携

児童の些細な変化を見逃さないように、日頃から家庭と学校が連携し、お互いに相談しやすい関係を築く。4月と7月に全保護者との個人懇談を実施する。3学期には希望する保護者との教育相談も実施する。年度末には、必要に応じて保護者との面談を実施し、次年度担任へ指導の経過や方針を引き継ぐ。

②早期対応の手立て

対応の基本的な流れ



5. いじめ問題に取り組む校内体制

「いじめ対策委員会」の設置

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ対策委員会（兼生徒指導委員会）」を設置し、学校全体でいじめ対策を行うこととする。

いじめ対策委員会

<構成メンバー>

校長，教頭，教務主任，人権担当，生徒指導主事，関係担任，養護教諭，特別支援コーディネーター

- ・教育相談終了後（6・11月）に開催。
- ・緊急時には、「拡大いじめ対策委員会」を開催し，上記メンバー以外にスクールカウンセラー（興除中），子ども相談主事（南区西福祉事務所）を招集する。

<調査・対応>

担任，生徒指導主事，養護教諭他

※必要に応じて「関係機関」（教育委員会，警察，こども総合相談所など）も招集。

<役割>

いじめの疑いやいじめを発見したときには，いじめ対策委員会を招集し，迅速な情報共有や関係児童への指導及び支援方針の決定，保護者との連携，支援を行う。いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応については，職員会議等において報告し，全職員で共通理解を図り，対応していく。

年間指導計画案

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議等	生徒指導委員会 (今年度の方針確認)	生徒指導連絡会	生徒指導連絡会 いじめ対策委員会	生徒指導連絡会	生徒指導連絡会	生徒指導連絡会
防止対策	学級開き		海の学校	山の学校		学級リスタート 運動会
早期発見	個人懇談	いじめアンケート ASSESS	教育相談アンケート 教育相談	個人懇談		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	生徒指導連絡会	生徒指導連絡会	生徒指導連絡会	生徒指導連絡会	生徒指導連絡会	学級経営のふり 返り
防止対策	人権参観日	学習発表会 修学旅行	人権週間	学級リスタート		6年生を送る会 卒業式
早期発見	いじめアンケート ASSESS	教育相談アンケート 教育相談		個別支援懇談		